

# 住民基本台帳ネットワークシステム 8月25日から第2次稼働が始まります

広報なんこく7月号でお知らせしたとおり、昨年8月5日に始まった住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の第1次稼働につづき、本年8月25日から第2次稼働が始まります。今回は、そのサービスの内容についてお知らせします。

## 住民基本台帳 ネットワークシステムで ひらくIT社会

全国の市区町村の住民基本台帳と  
都道府県・指定情報処理機関を  
ネットワークで結び、  
電子政府・電子自治体の基盤をつくります。

### 希望者に住民基本台帳カード （住基カード）交付

- ・住基カードの交付手数料は1枚500円です。
- ・有効期間は10年です。
- ・カードは、写真が入っていないもの（Aバージョン）と写真入り（Bバージョン）の2種類あります。（写真下

Aバージョン（写真無し）

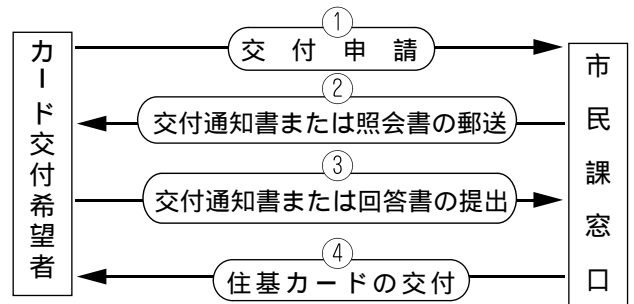


Bバージョン（写真入り）



写真入りのカードは身分証明書として利用可能

### 住基カード申請・交付方法



住基カードの交付希望者が申請します。申請に基づいて住基カードを作成し、本人宛に郵送で住基カード交付通知書を送ります。受け取った住基カード通知書を市民課窓口へ提出します。市民課窓口から住基カードを本人に交付します。

\* 交付申請の際には、本人確認をするため、官公署発行の身分証明書（運転免許証、パスポートなど）が必要になります。公的身分証明書をお持ちでない場合は本人宛に郵送でカード交付照会書を送ります。これを回答書として提出してください。

写真入りカードを希望される場合は、最近6ヶ月以内に撮影された証明書用写真が必要になります。

### 住基カードの交付を受けると...

転入転出の手続きが簡単に！

現在は、住んでいる市町村と引っ越し先の市町村の2つの窓口に行かなければなりませんが（転出地の市町村に郵送で付記転出届を送付し受理されれば）転入地の市町村で転入届をするだけですみます。ただし、国民健康保険・国民年金・介護保険及び税関係等は転出地市町村で手続きが必要な場合もあります。

全国どこの市町村でも

自分の住民票の写しがとれるように！

現在、住民票の写しの交付は居住している市町村でしか受けられません。2次サービス開始後は、全国どこの市町村でも本人や世帯の人の住民票の写しの交付が受けられます。

お問い合わせは、

市民課市民係（ 880 - 6555 ）まで

徳島県のある施設に訪問した時のことです。施設の中で、自分自身の可能性を広げながらも「南国市に、自分の家に帰りたい」とそんな思いを語ってくれた方がいました。

自分の生まれ育った地域を離れ、遠い場所で生活をさせている方がいます。自分を支えてくれる家族が高齢や病気のために介護が困難であったり、亡くなってしまうたりして、戻る場所がなく、施設で生活を送っている方がいることに気づかされた。地域で暮らすということには、たくさんの「障害」が伴うことを知りました。反面、身近な人たちに支えられ、見守られながら、生まれ育った場所でも暮らしている方もいます。

精神保健福祉啓発劇の一場面で、「障害は私たちにあるんじゃない、二人の間に作られるんだって言うてくれた。嬉しかったよ」というセリフがあります。「障害」とは決してその人自身にあるものではなく、周囲のさまざまな環境によって作られることが多いように感じます。テ

「つながるということ」

レビのコーナーで「指一本でできるボランティアもある」という言葉を耳にしたことがあります。同じように、ちよつとした一言、ことばひとつでできることもあります。日常生活の中で、ほんの小さな会話が人を支えるということがあるように思います。

人は人とつながることで、自分がここにいるということ、生きていく証を感じるのです。そして、人に必要とされることで自分がここにいていいのだと、生きる力がわいてきます。

私たちは自分でも気がつかないうちに誰かによって支えられ、そして反対に誰かの生きる力になっけています。必要なことは何も特別なことではなく、何かをしなければならぬという使命感だけでもなく、自然におこる人と人とのふれ合いを大切にしていくなのでないでしょうか。

一つ一つの出会いを喜びにしていきたくと思います。障害を障害と感ぜない社会を目指して。

税務課からのお知らせ

【平成15年度国民健康保険税所得割の算定方法の一部変更と介護納付金賦課限度額が引き上げられましたので、お知らせします。】

公的年金等特別控除の廃止

これまで、65歳以上の方について適用されていた公的年金等特別控除（17万円）が廃止されます。

給与所得特別控除の廃止

これまで、給与所得について適用されていた給与所得特別控除（給与収入金額の5%、上限2万円）が廃止されます。

青色事業専従者給与および事業専従者控除の適用

これまで、国保税の所得割の算定時に認められていなかった自営業者等の専従者に対する給与分が、営業等所得からの控除として適用されるようになります。

長期・短期譲渡所得等の特別控除の適用

これまで、長期譲渡所得または短期譲渡所得について特別控除は認められていませんでしたが、控除が適用されるようになります。

介護保険分

介護納付金賦課限度額が7万円から8万円に引き上げられます。

国民健康保険税納税通知書は8月中旬に発送します。よろしくお願ひします。納付には便利な口座振替をご利用ください。

お問い合わせは、税務課市民税係（880-6554）  
保健課国保係（880-6556）まで